

「教育研究会等Webサイト」運用規約

第1条 この規約は、「教育研究会等Webサイト」の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 「教育研究会等Webサイト」の機能については、教育情報の発信、教職員の教育活動を支援するものとする。

第3条 「教育研究会等Webサイト」を利用できる団体は、ユーザIDを取得した利用団体（以下「ID利用団体」という）であり、そのユーザIDを取得できる団体は、原則として次の各号の者で組織する佐賀県内の教科・領域及び校務における各種教育研究会とする。

- (1) 佐賀県内の公立学校の教職員
- (2) 佐賀県及び県内市町の教育行政機関の職員
- (3) その他教育センター所長（以下「所長」という）が認めた者

第4条 第3条で規定する「ID利用団体」は、Webサイトを開設することができる。開設者は団体の長とする。

第5条 対象とする情報は、次の各号に該当する情報に限る。

- (1) 「ID利用団体」の運営に関する情報
- (2) 教育実践に関する情報
- (3) 教育研究に関する情報
- (4) 教育行政に関する情報

第6条 Webサイトを開設または廃止しようとする者は、「教育研究会等Webサイト申請書」（様式1-1号）を所長に提出する。また、開設申請書の記載事項に変更が生じた場合は、同様に、「教育研究会等Webサイト申請書」（様式1-1号）を、変更事項を記載のうえ、所長に速やかに提出する。

2 ユーザIDは、第三希望まで記載して申請する。

第7条 所長は、前条の申請内容を審査し適当と認めた場合は、これを承認し「教育研究会等Webサイト承認」（様式1-2号）を交付する。

第8条 開設者は第5条の規定に該当する情報を取り扱うものとし、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 著作権やその他の権利を侵害する行為
- (2) 法令に違反する行為又は違反のおそれのある行為
- (3) 営利を目的とする行為
- (4) 誹謗中傷する行為

- (5) 教育センター及び他の利用者に不利益を与える行為
- (6) 教育センター及び他の利用者の運用を妨げる行為
- (7) 公序良俗に違反する行為
- (8) その他所長が不相当と判断する行為

第9条 「教育研究会等Webサイト」におけるユーザIDおよびパスワードは、「ID利用団体」の長が厳重に管理し、他者に漏えいすることがあってはならない。

第10条 Webサイトの運営（公開・更新・削除）は、「ID利用団体」の長の責任の下で行うものとする。

第11条 所長は、「ID利用団体」が「教育研究会等Webサイト」運用規約に違反して運用した場合、直ちにユーザIDを取り消し、運用を停止させることができる。

第12条 WebサイトのユーザIDの有効期間は、原則として最長1年間とし、3月31日までとする。

2 ただし、継続申請により所長が承認する場合は、更新することができる。この際、ユーザIDは同一のものを使用できるが、パスワードは変更しなければならない。

第13条 保守・点検又は復旧作業を行うために「教育研究会等Webサイト」の運用を一時停止することがある。

附則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する